

# 松本市観光データ調査分析事業業務委託仕様書(公募型プロポーザル)

## 1 業務名

松本市観光データ調査分析事業業務(委託)

## 2 内容

### 【目的】

本業務は、位置情報等の観光関連データを用いて松本市の来訪実態・周遊動向等を把握し、松本観光コンベンション協会(以下「発注者」という。)が実施する誘客・受入環境整備・事業者支援・情報発信(松本市公式ホームページへの掲載を含む)に資する基礎資料を整備することを目的とする。

(参考)松本市が2019年を調査年として実施した「訪日外国人位置情報調査」(令和4年度観光データ調査分析事業レポート等) [PowerPoint プレゼンテーション](https://www.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/attachment/74660.pdf)

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/uploaded/attachment/74660.pdf>

この調査との継続性を踏まえ、今回は調査年を2025年(2025年1月から12月)として、「訪日外国人位置情報調査」に加えて、新たに「国内旅行者位置情報調査」を実施する。

### 【提案範囲】

提案は、①訪日外国人位置情報調査、②国内旅行者位置情報調査の「両方」または「いずれか一方」を可とする(技術・データ特性の違いにより、対象を特化することで精度向上または同等精度での費用低減が見込まれる可能性を踏まえる)。

受注候補者は、提案する範囲に応じ、次のいずれか(又は組合せ)で提案すること。A案:①のみ、B案:②のみ、C案:①+②。なお、比較可能性を担保するため、A案~C案を提案する場合は、それぞれの費用内訳、提供データのカバレッジ(母集団・捕捉率の考え方)、推計・補正方法、精度・限界(誤差要因、再現性)、成果品範囲(分析項目)を明記すること。なお、C案で提案したとしても、①②双方を発注するとは限らない。

## 3 期間

契約締結の日から2027年3月10日まで

※最終成果品の提出時期は、受注者提案を踏まえ、実施計画において発注者と協議のうえ設定する。

## 4 業務内容

### (1) 訪日外国人位置情報調査

位置情報を活用して松本市への訪日外国人の入込客数及び観光動向を調査すること。

ア 調査は以下の要件で実施すること。

(ア) 調査手法:位置情報等のデータ収集、集計、分析

(イ) 対象者:2025年(1月~12月)に松本市へ来訪した外国人観光客

イ データ取得項目は以下を満たすこと(必須)。

(ア) 国籍(可能な場合は居住国・地域)

(イ) 旅行者数、宿泊者数、日帰り客数

- (ウ) 平均滞在日数
- (エ) 入出国ゲートウェイ(主要空港・港等)別の旅行者数
- (オ) 市内周遊状況(主要エリア間の移動、滞在エリアの分布等)
- (カ) 来訪の月・曜日・時間帯別の傾向
- (キ) 発地・経由地の推定(松本市外からの来訪経路を推定できる範囲で)

ウ データは月ごとに取得すること。

エ 収集したデータは見やすいように加工し納品すること。

オ 位置情報データを分析し、レポートにまとめ納品すること。

カ 指標の定義(例:旅行者、宿泊、日帰り、周遊、国籍・居住国推定、入出国ゲートウェイ推定の方法)及び推計・補正方法を明記し、再現性のある形で発注者へ説明できること(例:旅行者数は宿泊者数と日帰り客数の合計として整理する等)。また、個人が特定されるおそれのある形での提供を行わないこと。

## (2) 国内旅行者位置情報調査

位置情報を活用して松本市への国内旅行者の入込客数及び観光動向を調査すること。

ア 調査は以下の要件で実施すること。

(ア) 調査手法:位置情報等のデータ収集、集計、分析

(イ) 対象者:2025年(1月~12月)に松本市へ来訪した国内旅行者(居住地が日本国内にあると推定される者)

イ データ取得項目は以下を満たすこと(必須)。

(ア) 居住地(都道府県程度。可能な場合は市区町村程度)

(イ) 旅行者数、宿泊者数、日帰り客数

(ウ) 平均滞在日数

(エ) 市内周遊状況(主要エリア間の移動、滞在エリアの分布等)

(オ) 来訪の月・曜日・時間帯別の傾向

(カ) 発地・経由地の推定(松本市外からの来訪経路を推定できる範囲で)

ウ データは月ごとに取得すること。

エ 収集したデータは見やすいように加工し納品すること。

オ 位置情報データを分析し、レポートにまとめ納品すること。

カ 指標の定義(例:旅行者、宿泊、日帰り、周遊、居住地推定の方法)及び推計・補正方法を明記し、再現性のある形で発注者へ説明できること(例:旅行者数は宿泊者数と日帰り客数の合計として整理する等)。また、個人が特定されるおそれのある形での提供を行わないこと。

## (3) 分析

得られた調査結果及び既存の統計データをもとに、松本市観光客の動向把握に資する分析を行い、報告書にまとめること。

ア 使用データは下記とする。

「訪日外国人位置情報調査」および「国内旅行者位置情報調査」の結果(必要に応じて、国、JNTO、長野県、松本市が公表している観光統計データも可とする)

イ 分析する際は、受注者が提案した調査範囲(訪日(①)、国内(②)、又はその両方)に応じて実施すること。なお、両方を実施する場合は、必要に応じて「観光客全体」の集計・分析も行うこと。

※提案が「訪日(①)のみ」又は「国内(②)のみ」の場合、分析項目・成果品は提案範囲に応じて実施すること。

なお、データ上「観光客全体」等の横断集計が困難な項目は、代替指標又は補完方法を提案すること。

ウ 分析は以下の項目を満たすこと。

(ア) 松本市観光客の動向、実態

(イ) 月別の動向及び市内の周遊状況

(ウ) 性別・年代・国籍別の傾向把握(位置情報等から取得可能な範囲で)

エ 分析については発注者と協議の上、必要に応じて実施すること(協議内容は議事録等で確認可能な形で残すことが望ましい)。

オ 調査報告書は単に文字・グラフでの調査結果の羅列とならないよう、図示・地図情報なども活用することで利活用しやすくすること。

カ 分析結果は、松本市公式ホームページへ掲載することを想定するため、事業報告書とは別に、掲載・共有に適した形式(図表データ、原稿、画像等)で納品すること。

キ 分析にあたっては、過去2年以内に観光データ関連の分析経験がある担当者を分析主任者として配置すること。

ク 発注者から求めがあった際には、分析結果について説明する場(オンライン可)を設けること。

ケ 本事業の分析に用いたデータについては、発注者の事業推進に資する範囲で、松本市その他関係者へ共有する可能性がある。

## 5 業務報告書の提出

受注者は、業務の期間が終了した後、業務報告書を1冊提出すること。報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引渡しを受けるものとする。なお、電子データも納品すること。

【成果品(例)】業務報告書(PDF)、報告書図表の元データ(編集可能な形式)、集計表(CSV又はXLSX)、掲載・共有素材(図表画像、原稿テキスト等)、用語・定義書(指標定義、推計方法、留意事項)。※詳細は受注者提案を踏まえ、契約時に発注者と協議のうえ確定する。

## 6 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受注者は業務報告書(確定版)を提出し、発注者の検収に合格した後に委託料を請求すること。発注者は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。

この場合において、適用する消費税率は業務完了日時点のものとする。

## 7 その他

(1) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定める。

(2) 受注者は、業務着手時に実施計画(スケジュール、体制、データ取得・分析方針、成果品案)を提示し、発注者の承認を得ること。また、原則として月1回以上、進捗共有の打合せを行い、発注者から求めがあった場合は中間報告(ドラフト)を提出すること。

(3) 受注者は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

- (4) 成果品の所有権、著作権、利用権は、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が従前から保有する権利(ノウハウ、テンプレート等)に係る部分はこの限りでない。
- (5) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、発注者の許可なく、第三者に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (6) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに発注者が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。
- (7) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。